

政令 第二百二十八号

土地改良法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第六項、第八十九条の二第十四項及び第二百二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第一号の五の次に次の一号を加える。

一の六 米穀の生産の転換を図るために必要な農業用の排水施設の新設若しくは変更又はこれに附帯して施行することを相当とする農業用の用水施設の新設若しくは変更、区画整理、客土若しくは暗渠排水であつて、おおむね二十ヘクタール（離島の地域内において行うものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

第五十一条の二中「国営土地改良事業」の下に「（東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号）第二条第三項に規定する復旧関連事業を除く。）」を加える。

附則第三項を削る。

附則第四項第二号中「暗きよ排水」を「暗渠排水」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第五項中「暗きよ排水」を「暗渠排水」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第六項中「暗きよ排水」を「暗渠排水」に改め、同項を附則第五項とする。

附則中第七項を削り、第八項を第六項とし、第九項を第七項とし、第十項及び第十一項を削る。

附則第十二項中「附則第四項」を「附則第三項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第十三項中「附則第五項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第十四項中「附則第六項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第十項とし、附則中第十五項を第十一項とし、第十六項から第二十三項までを四項ずつ繰り上げる。

別表第一の二の項中(二十六)を(二十七)とし、(十八)から(二十五)までを(十九)から(二十六)までとし、同項の(十七)中「この項の(十五)及び(十六)」を「この項の(十六)及び(十七)」に改め、同項の(十七)を同項の(十八)とし、同項の(十六)中「この項の(十五)」を「この項の(十六)」に改め、同項中(十六)を(十七)とし、(五)から(十五)までを(六)から(十六)までとし、(四)の次に次のように加える。

（五）第五十条第一項第一号の六に掲げる事業に要する事業費
別表第一の三の項の(五)中「二の項の(十五)から(十七)まで」を「二の項の(十六)から(十八)まで」に改める。

別表第六の一の項の(四)中「三の項の(五)」を「三の項の(六)」に改め、同表の三の項中(二十三)を(二十四)とし、(十五)から(二十二)までを(十六)から(二十三)までとし、同項の(十四)中「この項の(十二)及び(十三)」を「この項の(十三)及び(十四)」に改め、同項の(十四)を同項の(十五)とし、同項の(十三)中「この項の(十二)」を「この項の(十三)」に改め、同項中(十三)を(十四)とし、(五)から(十二)までを(六)から(十三)までとし、(四)の次に次のように加える。

（五） 第五十条第一項第一号の六に掲げる事業に要する事業費
別表第六の四の項の(二)中「三の項の(十二)から(十五)まで」を「三の項の(十三)から(十六)まで」に改める。

別表第八の五の項を次のように改める。

五	(一) 第五十条第一項第一号の二に掲げる事業に要する事業費	百分の五十
	(二) 第五十条第一項第一号の六に掲げる事業に要する事業費	

別表第十二の七の項を次のように改める。

七	(一) 第五十条第一項第一号の二に掲げる事業に要する事業費	百分の五十
	(二) 第五十条第一項第一号の六に掲げる事業に要する事業費	

別表第十五の三の項の(三)中「五の項の(三)」を「五の項の(四)」に改め、同表の五の項中(八)を(九)とし、(三)から(七)までを(四)から(八)までとし、(二)の次に次のように加える。

（三） 第五十条第一項第一号の六に掲げる事業に要する事業費

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行前に土地改良法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定による申請が行われたこの政令による改正前の附則第十項に規定する土地改良事業については、なお従前の例による。

（水源地域対策特別措置法施行令の一部改正）

第三条 水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項第一号中「 、第七十八条第一項」を「並びに第七十八条第一項」に改め、「並びに附則第十一項」を削る。

（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第四条 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和三十五年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号イ中「別表第一の二の項の(五)」を「別表第一の二の項の(六)」に改める。

（土地改良法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第五条 土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「 、第七十八条第一項」とあるのは「第七十八条第一項」と、「附則第十一項」とあるのは「附則第十一項」を「並びに第七十八条第一項から第三項まで」とあるのは、「第七十八条第一項から第三項まで」に改める。